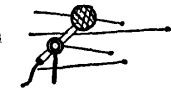


講演



法とコンピュータ†

早川 武夫††

1. 2つの領域

第23回情報処理学会の特別講演の講師としてお招きいただきまして、まことに光栄に存じます。さて「法とコンピュータ」という題を掲げましたが、これはわたくしどものつくっております「法とコンピュータ学会」の名称から採用しました。この学会は、コンピュータに関心をもつ法律家と法律に関心をもつコンピュータ専門家とで組織し、2つの領域にわたって研究活動をしております。1つは法の分野におけるコンピュータの利用、もう1つはコンピュータをめぐる法律問題であります。以下主としてアメリカのことをお話しします。

法の分野におけるコンピュータの利用

I 計算 コンピュータが計算機である以上、当然のことです。まず(1) 会計事務 議会、裁判所、中央・地方の行政機関、法律事務所も給与計算はじめ経理上の計算に利用しております。小事務所は全国にある data processing company のサービスを利用してあります。10名以上の給与計算にはその方が節約になるようで、なかには1名のためだけに利用している会社もあるそうです。業者は毎週きまった日に伝票その他の標準書式に従って作成された記録を集めてきて、翌週のきまった日に、コンピュータ処理してできた会計記録や給与小切手を配達してくれます。小切手は、顧客の要望があれば、署名も入れ、職場ごとに分類してくれます。data processing company という広い名前もっていますが、それはもともとどんな仕事でも引き受けていたところ、大抵の業者は倒産し、結局もっぱら会計事務を処理する業者だけ生き残ったためだそうであります。(2) 税務 税金の計算も一部会計事務処理に含まれてあります。個人や法人の所得税申告書はコンピュータで作成され、プリントアウトがそのまま申告書になります。連邦所得税の場合、銀行

は支払った利子、雇主は支払った給与の報告を国税庁 (Internal Revenue Service=IRS) へ磁気テープのまま提出できます。これを受理した IRS も、全国に7つの地方センタ、Martinsburg, W. V. に中央センタをもって処理しております。受理する申告書1億通、これを突き合わす書類4億通、自ら作成する書類1.5億通もあります。(3) 遺産分割計画 大資産家の遺産を分配する案の作成ですが、この場合どうしたらもっとも節税できるかといろいろ計算を試みてくれます。(4) 選挙区再区画 アメリカでも1票の重みの違いが早くから訴訟になりました。最高裁判所は議員定数の不平等は憲法違反である、と宣言しました。その結果連邦や州の議会は、候補者数と有権者数との比が各選挙区平等になるよう選挙区を仕切り直すのにコンピュータを用いております。天然の地形——山川、道——を利用して大体同じ比率になるようにする作業ですが、人間業では一生かかってもできない仕事であります。アメリカでは平等にするため有権者の多いところの定員を増やすことはせず、選挙区の再区画をします。だから連邦の下院は1911年以来435名ときまっております。

II 情報検索 (1) 犯罪情報 前史のPCS時代以来の犯罪情報の検索は、いまさら挙げるまでもありません。(2) 法律情報 法令判例の検索のことで、今回これをやや詳しくお話する予定です。もっとも法律情報でなくても、法的側面をもつことがあります。事実を証明するための証拠の検索などそれでありました。たとえば、あるとき Cleveland の病院で肝臓の奇病 Budd-Chiari 症候群で死亡した人の遺族が医師と病院とを相手取って医療過誤訴訟を起こしました。原告は権威ある専門家の医師を証人に立てて、医師の誤った診断と治療が死期を早めたことを証明しようとしたところ、被告の弁護士がその病院のコンピュータ病歴ファイルに載っている625万の症例から、その奇病の症例12、そのうち症状の似たもの5つ、さらにそのうち同様の誤診で死期を早めた症例3つを検出し

† 情報処理学会第23回全国大会招待講演 (昭和56年10月14日)
†† 専修大学

した。しかもその1つが、なんと原告側の専門家証人自身の過誤によるものでした。かれはこれを用いて、誤診が避け得たはずだ、というその証人を反対尋問でとっちめて勝訴しました。この場合625万からその12例をわずか25分で検索できました。これはコンピュータ検索の威力を示しております。アメリカは集中審理で、連日朝から晩まで審理が続けられます。その被告側弁護士は週末休廷になるのを利用して証拠の発見に成功しました。コンピュータなくしては到底不可能なことでした。

Ⅲ データ処理 (1) 統計 犯罪統計はじめいろいろの司法統計があります。(2) 実態調査データの処理 たとえば、法意識の field research で得られたデータの処理などのことです。(3) 判決の分析と予測 これは生成中の分野で、法学の喜望峰であります。これまでいろいろの研究が発表されております。しかも法学者よりはむしろ政治学者はじめ行動科学者の手に成るものが多い。かれらは上級審の非全員一致判決を取り上げて、裁判官の意見、すなわち投票を特定の法律的争点に対する態度ないし価値関係的行動として数量化し、さまざまな行動科学用の数学を用いて司法行動の分析と予測をします。

コンピュータをめぐる法律問題

遍在的コンピュータ法 コンピュータをめぐる法律問題は、ほとんどあらゆる法領域にわたっております。ハードウェアの売買の約束をすれば、売買契約として契約法の問題となります。ソフトウェアの開発を引き受ければ、請負契約となります。約束の期限までに納入できねば、民事責任の問題が生じます。さきの data processing company が計算間違いを起こせば、これまた民事責任を生じます。事実あるとき、コンピュータにピンが飛び込んだため、ある小使の週給小切手が \$ 999,999.99 と打ち出されたことがあります。あるいはまた飛行機の墜落事故の原因が設計のときの計算ミスとしましょう。それがコンピュータの使用すべきところを手抜きしたとか、欠陥コンピュータ(またはプログラム)を使用したためであったとすれば、メーカーの過失責任が問題になります。

以上は契約法や不法行為法の問題で、日本法の民法の領域に属する問題であります。data processing company の誤算にもとづく損害賠償責任をカバーするための責任保険があります。自動車ドライバー、医師、弁護士、建築士、警官などの責任保険と同様のものです。このほかもちろん、コンピュータの損害(火

災、盗難、テロリストによる)には損害保険もあります。これらは情報化保険と呼ばれ、日本にも導入されたようです。

さきほど会計事務処理にコンピュータが利用されると申しましたが、会計記録を盛った磁気テープは会計帳簿か、一般に磁気テープは文書提出命令にいう「文書」か、民商法や証拠法上の問題になります。さきに税金の計算のお話をしましたが、コンピュータやその取引に税金がかかり、コンピュータ自身も税法の問題をもってあります。

連邦法と州法 これまで契約法、不法行為法、保険法などに触れましたが、これらはいずれも州法です。アメリカには50州ありますから、50通りの州法があります。このほか連邦直轄のコロンビア区や属領が同様の扱いになります。税法には連邦法と州法とあります。その上、地方自治体も課税しますから、税法は三重になっております。アメリカの法制はこのように複雑な構造になっております。

無体財産権 コンピュータに関する権利は主として著作権、特許権、営業秘密として保護されております。著作権と特許権は無体財産権に入りますが、これは連邦法として一本になっております。営業秘密の方は州法で多様です。これらはいずれも、コンピュータ出現以前の古い法律ですから、時代遅れになっている上に、法律を改正しても、コンピュータ技術の早い進歩に追いつけず、両者の間には絶えずギャップができております。

ことに問題が多いのはソフトウェアの方です。著作権はアイデアよりはむしろ表現形式の方を保護します。特許権は独創的なアイデアを保護しますし、プログラムについて特許性を認める判例も出てはおりますが、どうもそのソフトがハードと結合し、一体になっていない限り特許性が認められないようです。コンピュータを予定しない古い法律だから、こうした問題が生まれるのですから、いっそ包括的なソフトウェア権でも設けて、現代の技術にマッチさせたらどうかと思われま。しかしそれでもソフトウェア技術の発達が早く、すぐギャップができるでしょう。このごろの巨大なソフトの開発にはたくさんの人が参加し、しかも不断に改訂されているようですが、こんな場合、個人の労作として小さく固まったプログラムを保護する趣旨の法律では不十分でしょう。

コンピュータ犯罪 コンピュータに関する権利は各州の刑法でも保護されます。連邦に関係ある事項につ

いては、連邦刑法もあります。ともかく法律の遅れは無体財産権の場合と同様です。その上、刑事人権擁護の建前から刑法は厳格に解釈され、類推解釈や拡張解釈は許されないため、犯罪者を逃がすことが多いようです。ことにソフトウェアにはそれが著しく、保護の実効がなかなかあがりません。

窃盗罪は伝統的に他人の動産を奪う意思をもって持ち去ることでしたが、いまでは持ち去らなくても持主の支配や使用を妨げれば足りるとなっております。この動産は一般に有体物と解せられ、これを広く解して無体のプログラムまで含める州はきわめて少数です。泥棒がプログラムの原本に触れないで、自分の紙やテープにそれを複製したら、持ち去っても、持主の支配や使用を妨げてもいないから、窃盗になりそうもありません。原本を持ち出して複製してから戻した場合でさえ、自分のものにする意思がないというので窃盗にはしない州もあります（もっと軽い罪になるとして）。ところが遠隔地にいて、電気信号の形で他人のコンピュータに入っているプログラムを自分のコンピュータに取り込んだらどうか。これでは窃盗罪にならないとする州もあるでしょう。

州によっては、返還しても窃盗罪は成立するとか、複製も犯罪（窃盗罪でないとしても）になるとか規定したところもあります。しかし有体の原本や写しを前提した規定の仕方をしていたので、これでは電気信号泥棒は捕えられません。またソフトウェア窃盗を一々列記した州もありますが、技術の進歩に置き去りになりました。窃盗の対象を thing of value と改めたところもありますが、これでプログラムは入るとしても、電気信号は入るかが疑問な上に、価値の証明が問題になります。

以上ソフトウェア窃盗について見ましたが、コンピュータ犯罪はそれに限りません。このごろコンピュータ犯罪は日本でも重大になってきましたが、アメリカでも同様です。それは発見しにくく、かつ発見されても、被害者が秘密にしたがるため、被害は年1億ドルぐらいが表面化しているものの、実際にはその100倍に上ると推測されます。1971年には1件平均45万ドルでした。これは伝統的横領事件の平均被害額の4倍といわれていますが、1件で10億ドルを超えた例もあります。連邦は Federal Computer Systems Protection Act という法案で、15年以下の懲役、5,000ドル以下の罰金という厳罰を規定しようとしていました。十数州ではすでにコンピュータ犯罪について明文の刑罰

規定を定めました。

プライバシーと国民総背番号制 コンピュータについて、日米で喧しい問題は、データ・バンクのプライバシー問題です。いくつか連邦の立法がありますが、もっとも注目すべきは1974年のPrivacy Actです。当局側のデータ・バンク存在の告知義務と本人の閲覧権、複製権、訂正請求権を定め、管理者が定められた目的以外に開示するときには本人の同意を得ることを義務づけ、違反者には民事や刑事の責任を負わせております。諸州や地方団体のための模範立法となっております。

日本では伊達秋雄氏の率いる「国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議」があります。日本にもよく整った条例や法律ができるのであれば、この団体のお陰でしょう。国民総背番号制については、さきのPrivacy Actにも規定があります。やはり背番号制の濫用に対する保障が必要でしょう。しかし国民総背番号制自体はアメリカにおけると同様、コンピュータ時代に生きる代償として、必要悪として、不可避ではないでしょうか。そうとすれば、アメリカの背番号たる社会保障番号よりも、もっと完全に1人1番号、1番号1人に徹底し、もっと短くし、さらにself-checking digitも加えたものをつくるべきでしょう。アメリカのは9桁の数字ですが、英数字にすれば6桁で5億、7桁で170億も区別できます。

コンピュータの法律問題は以上で尽きるものではありませんが、以上大体重要な法分野と法律問題を概観したと思います。

2. 情報検索——LEXIS と WESTLAW を中心にして

さて以上の展望から法律情報の検索は「法とコンピュータ」の中でどこに位置づけられるかお知りいただけたでしょう。これから特にそれを取り上げて、その沿革、現状、動向をたどって見たいと思います。

沿革 コンピュータによる情報検索が法律情報——法令や判例のような——の検索に応用できたらどんなに便利だろう、と法律家が考えたことは、アメリカ法曹協会 (American Bar Association) の設けたコンピュータ関係の委員会第1号が Standing Committee on Electronic Data Retrieval であった事実からも窺えます。1960年代のはじめアメリカの連邦と諸州の法律は100万ページ、判例300万ページ、これに行政命令、諸委員会の規則、地方団体の条例を加えたらその何倍になるか分かりません。しかも年々洪水のごとく新し

い分がそれに加わる。ですから、必要な法律情報を取り出すことは、まさに干し草の山の中で針を探す作業のようなものでありましたし、いまでもそうです。すなわち、何日間も昼夜兼行、法律家がグループに分れて、8時間の3交代で目次、索引、要旨集、法律辞典、法律百科全書などを使って検索するものです。これでは検索に時間の大半が失われ、資料の分析検討の時間が不足します。だから銀行の現金引出機から現金を取り出すくらいの手間で、法律情報についてそれができたら素晴らしいだろうに、と思うのは理解されることです。いまやようやく法律家がそのような苦役から解放されようとしております。

もっとも、簡単にここまでできたわけではありません。多くの大学や官民の諸機関が手がけ、ほとんどが実験段階で挫折しました。たとえば、大学では Pittsburgh, Oklahoma State, Southern Methodist, Western Reserve, George Washington, Yale, UCLA, Indiana, Denver, Nebraska, Texas 等々の諸大学の研究があります。このほか IBM と American Bar Foundation との共同の実験もあります。空軍の開発した LITE と司法省の JURIS は実用段階に進みました。LITE は利用者の範囲を国防省、連邦政府にまで拡大しましたので、FLITE と改称されました (F は Federal の略、もっとも FLITE は空軍にちなんで flight と読めます)。これはバッチ方式、JURIS はオンライン方式で用いられます。

ところが強大なシステムが民間のデータ・ベース・サービス業として成立し、商業的に成功して FLITE や JURIS を圧倒してしまいました。

LEXIS その1つは LEXIS であります。これは全文 (fulltext) 入力方式です。この源流はさきの Pittsburgh 大学の Health Law Center の John F. Harty 教授が開発に成功したのですが、おそらく資金難から Harty 教授の機関は転々した後、現在は商業ベースの Aspen Systems Corporation となって、後に述べる litigation support など副次的な作業を主たる業務にしております。しかしかれの考え方は連邦の両システムやこの LEXIS (むしろその前身のオハイオ州法曹協会のシステム OBAR) に継承されました。

LEXIS は Mead Corporation の子会社 Mead Data Central の提供するものです。利用者は key words を与えて、それらの語が現われる判例なら判例を機械に検索させるのであります。だから KWIC (Key Word in Context) 方式と呼ばれます。機械はまず該

当する判例の数をビデオ・スクリーン上に示します。命令があれば、次いで諸判例の要旨を次々に示し、命令があれば、続いて全文を示します。さらに命令に従い、これらをプリンタに打ち出します。これらの命令は、function keys を押すだけ簡単に与えられます。

WESTLAW もう1つは WESTLAW であります。アメリカ最大の法律出版社 West Publishing Co. の提供するサービスであります。これははじめ要旨 (abstract) 入力方式でありました。要旨入力のアイデアは Oklahoma State University の Robert T. Morgan 教授の Point of Law 方式に発します。West 社の判例集や要旨集その他もろもろの出版物中には法律点ごとに有名な key numbers がついておりますが、かれはこれを採用しました。同社の判例の頭注には、全体の要旨に続いて、各法律の要旨がつき、key numbers がつけられております。それらの法律点をアルファベット順に並べたリストを機械的に作り、ここから、求めるものの番号を知り、それを機械に与えてその番号をもつ判例を残らず取り出させようというものであります。WESTLAW はその頭注を入力したものですから、もちろん key numbers で検索できます。その上、要旨は判例本文の原語をなるべくそのまま採用しておりますから、key words でも検索できます。key words がたくさん現われる判例から段々少ない判例への順で答えます。また質問の中の語のうち key words 以外のものは無視するようになっておりますから、日常語で質問することもできます。

WESTLAW は LEXIS に遅れて発足しましたが、LEXIS が東部数州に限られていただけだったけれども、WESTLAW は全国にわたっていたし、一部入力はそれとして全文入力に劣らない長所もあり、これらの点で LEXIS に十分対抗できると考えられていました。日本でも全文入力と要旨入力の優劣論があります。要旨には人間が介入するため不正確になりやすく、かつその分析は社会の変化に即応してゆけないという議論があります。しかしこの問題は実践の場で解決されました。すなわち、LEXIS に WESTLAW は押され、やむなく判例の本文をも入力して SYSTEM II を発表しました。

他方連邦と東部数州に限られていた LEXIS は急速に全国化され、50州とコロンビア区の判例を収録しました。

Auto-Cite と Shepard's LEXIS は Lawyers Cooperative Publishing Co. という法律出版社と提

携して Auto-Cite を導入しました。それは1つの判例の諸判例集中の巻数ページ数をすべて示すばかりではなく、その判例が後の判例で支持、反対、変更など、どう扱われたか、を残らず示すもので、とても便利なものであります。これに対抗して WESTLAW は、Shepard's Citations, Inc. と提携して、Shepard's Citations と連動するようにしました。Shepard's の方が地域的にも扱い方でも Auto-Cite より徹底し、勝れております。すると LEXIS は Shepard's をも導入してしまいました。

法律情報 データ・ベースの内容でも両者は競争しておりますが、いまのところ LEXIS の方がまだ大分優位に立っております。両者とも全国化されているとはいえ、LEXIS では連邦最高裁判所の判例は大体1925年以來、控訴裁判所のは1938年以來、州裁判所のは1965年以來であるのに対し、WESTLAW はそれぞれ1932年、1961年、1967年以來で、量的に劣っております。

さらに LEXIS にはほかの連邦下級裁判所の分や租税・証券・取引規制・無体財産・通信・労働・破産・デラウェア会社法の特別ライブラリのほか、最近1980年以來の連邦行政命令、判例集に登載されていない判例、最高裁判所へ提出された上告趣意書などを収めました。これに対し WESTLAW は税法と破産のファイルをもつ程度で、大分見劣りがします。もっとも WESTLAW には Military Justice Reporter が入っております。またその "Quick" Opinion System のファイルは判例速報の役をします。LEXIS は特別のファイルはつくらず、連邦最高裁の判例は4日以内に、その他ののは2~6週間内に収録して、速報しております。

LEXIS が WESTLAW を決定的に引き離したのは、その国際化の領域です。租税条約と英仏の法令判例を入力しました。Butterworth (Telepublishing) Ltd. を提携して、イギリス本国の制定法、判例、租税、労働の諸ライブラリをつくりました。さらに、フランスの制定法と判例（もちろんフランス語）を収めました。英仏両国ではすでに LEXIS が利用されております。今後 EC 諸国の法を順次収録してゆく予定だそうです。

準法律情報 法律情報に準ずるような資料でも両者は競争しております。Auto-Cite, Shepard's のことは前に述べました。このほか両者とも litigation support service を提供してくれます。WESTLAW は

ASPEN にさせます。これは、たとえば、反トラスト事件のような大事件では証言記録何万ページ、図表やカード何万点とあって、とても書類を手で繰って調べられませんから、機械で索引づくりをします。訴答、証言記録、契約書、メモランダム、書簡、会議録等々の訴訟関係記録です。こうしてできた litigation support library は、もちろん依頼主専用で、依頼主だけが暗照番号やパスワードを用いてアクセスします。

LEXIS は事務所の private libraries もつくってくれます。internal document retrieval systems というべきもので、その内容は in-house documents なんでもだが、たとえば、双方代理を避けるための conflict of interest 資料、契約や遺言などの標準書式集、内部メモランダム、会社の議事録などがあります。もちろん、依頼主専用であります。

これに対し WESTLAW 側で注目すべきは Forensic Services Directory であります。これは、たとえば医療過誤訴訟には医療の専門家証人が出ますが、そのような専門家証人の名簿のことで、その略歴などが記録されております。

体裁、端末機、コスト 両者はその他いろいろの点でも競争しております。LEXIS は各判例に20語以内の短い要旨をつけているのに対し、WESTLAW は売り物の判決要旨、法律点要旨と有名な key numbers のつけているのが特徴となっております。LEXIS は専用端末機を貸しておりますが、WESTLAW は汎用の端末機を貸しております。いずれも keyboard, video screen, printer から成っておりますが、プリンタなしもあり、数機共同のプリンタを利用します。LEXIS のは専用だからデータ・ベースにすぐつながりますが、WESTLAW のは TELENET や TYMNET を通しますので connection が困難なことがあります。その代わり word processor の terminal ならどんな CRT terminal でも代用でき、それだけスペースとコストの節約になります。LEXIS は function keys が多く、たとえば、判例を順次ディスプレイさせるのに、ただボタンを押せばよく、操作が簡単になっている上、search logic がよく、質問の作り方が容易であります。さきに WESTLAW SYSTEM I のところで日常語の質問ができると申しましたが、SYSTEM II ではこの利点がなくなりました。

コストは LEXIS の場合、端末機（プリンタなし）の基本料月50ドル、使用料55ドル、その他いろいろの名目の料金を取られる。検索に1件20分かかると

して、1分\$ 1.00—1.50、計\$ 20—30ドルにつきます。共同プリンタは勘定となります。WESTLAWの方が安いといわれております。料金体系は利用の態様に依り異なり、複雑で一口には説明できません。大学は特別料金の上、免除になる項目もあります。

さて両者の競争の結果である現在の市場占有率はLEXIS 3, WESTLAW 1 のようです。大きな法律事務所は個人化され、利用者1人に1個の端末機を備えております。ニュー・ヨークのDavis PolkとかCravathとかいう大事務所などには何十個もあります。Milbank, Tweed (法律家250人)では、100あるといっております。ロサンゼルス(O'Melveny)はLEXISとWESTLAW双方を備えております。これらは大事務所ですが、15~30人の小事務所はもちろん、もっと小さい10名程度の事務所、たった1人の事務所でも利用しているところがあります。

官庁でもこれらの商業データ・ベース・サービスを利用してあります。たとえば、国税庁(IRS)や連邦裁判所や連邦の諸行政委員会はLEXISを具えてあります。その結果バッチ方式のFLITEは時代遅れになり、司法省のJURISは中止されることになりました。州裁判所でもLEXISを利用しているところがあります。

また大学、ことにlaw schoolsでも具えてあります。LEXISは現在100のlaw schoolsへ入っております。law studentsは将来の利用者ですから、LEXIS, WESTLAWとも採用をめぐって鏝を削っております。

非法律情報 これまではもっぱら法律資料に関する情報検索を見て参りました。法律家とても仕事の上で非法律情報を必要とします。そこでLEXISはnon-legal materialsの全文入力方式情報検索システムNEXISを同一端末機を通じて提供するようになりました。その内容はWashington Post, Japan Economic Journal, American Bankerなどのような日刊新聞(New York TimesやWall Street Journalは入っておりません)、Newsweek, U.S. News & World Report, Business Week, The Economist, Chemical Engineeringなどのような雑誌、AP, UPI, Reuter, Jiji, Kyodoなどのようなwire services, Latin American Political Report, Latin American Economic Report, Latin American Weekly Reportなどのようなnewsletters, このほかEncyclopedia Britannicaを収めてあります。NEXISのconverage

は絶えず膨脹を続けております。

NEXISとは別にLEXISはAccounting Information Libraryをもっております。これはアメリカ公認会計士協会の選んだニュー・ヨーク証券取引所とアメリカ証券取引所の上場会社や店頭売買される諸会社の年次報告はじめ、会計士のみならず、弁護士にも有用な資料のファイルであります。

NEXISはDisclosure, Inc.と提携して、DISCLOもLEXIS端末機から利用できるようにしております。これはさきにあげたような全国的証券市場の上場会社11,000が証券取引委員会(SEC)に提出した報告書を収めてあります。

このほかLEXISはLockheed Information Systems Organizationと提携して、利用者がDIALOGも利用できるようにしております。これにはDISCLOも入っております。さらにLEXIS端末機を通じてNew York Times Information Bankにもアクセスできます。これらは、全文方式のNEXISと違って、要旨(abstract)や文献目録の情報だけを提供します。

これに対しWESTLAWも、DIALOGのほか、SDC ORBIT (SDC Search Service)と結びついてあります。DIALOGは日本では紀伊国屋と丸善とが扱っております。

こうなりますと、法律情報検索から出発したLEXISやWESTLAWは大きな一般情報検索システムにまで発展しました。その結果法律家以外にとっても効用をもつようになりました。もともと法律情報それ自身も、政治学者が政治学的に裁判研究をするための資料として重宝されて参りました。たとえば、一連の非全員一致判決において特定裁判官の特定争点に対し投じた票を調べて、連邦最高裁判所の9名の裁判官の特定開廷期における態度を分析することができます。特定裁判官の書いた意見を検出して、その語彙の分析から教養の程度の測定をすることもできます。いまやその政治学者に政治情報そのものを盛ったNEXISやDIALOGなどをも提供して、LEXISやWESTLAWはその効用を拡大したといえます。その他の専門学者についても同様のことが言えます。

Accounting Information LibraryやDISCLOは会社の経理情報を提供して、弁護士や会計士にとって有用なばかりでなく、投資家、ビジネスマン、銀行家、編集者、記者たちにも大きな効用をもつようになりました。

法律情報システムから出発したLEXISや

WESTLAW は非法律情報検索システムと合体して、いまや広く一般人にとっても有用なものとなりました。

3. 結 び

以上見ましたところから、LEXIS や WESTLAW の端末機は法律事務所や法律関係の公私の機関において法律書庫に代わる役割を演じ、部内法律文書を減らすなどして OA 化に貢献しておりますが、その coverage が一般化したところから、一般の役所や会社や銀行などにも進出して、その OA 化に一役買ひそうであります。

そればかりではなく、一般人の私宅にも入るでしょう。アメリカでは 1985 年までには全世帯の 4 分の 1 がマイクロコンピュータを備えるだろうと予測されております。その上、LEXIS や WESTLAW も普及するにつれ料金が安くなる一方ですから、個人で料金の負担ができるようになることでしょう。その上、OA 化が進んで、自宅に端末機を勤務先から備えつけてもらって在宅勤務し、それを通じて交信し、会議には teleconference に出ればすむようになれば、公用で LEXIS や WESTLAW を利用することになるで

しょう。

Harvard University の Anthony Oettinger 教授のいう *compunication* (computer telecommunication) の時代になれば、このような大きな情報検索システムは OA 化を促進し、他方 OA 化がその発展を助けるでしょう。やがて出版業、報道機関、図書館などのあり方が大きく変り、包括的なデータ・サービス業に呑み込まれてしまうのではないのでしょうか。

ところで、わが日本の法律家やビジネスマンや一般人にとって、LEXIS の提供するアメリカのみならずイギリス、フランスその他の EC 諸国の法律情報や非法律情報はそのまま必要であり、また日本で日本法につきこれに劣らぬものを開発するために大いに参考になることと思われます。現在日本では行政管理庁の要旨式の法律情報検索システムがあります。マイクロフィッシュに収められた全文を取り出すことができます。いま日弁連は官民協力でもっと大きな法律情報システムをつくりたいと提言しております。以上申しあげたことは、その提言をご理解いただくためにも、ご参考になれば幸いです。

(昭和 56 年 12 月 10 日受付)